

スクールソーシャルワーカーだより

令和2年5月発行

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。それに伴い、休校期間も延長になり、いつ元の生活に戻れるのか全くわからない状況下で不安を感じている方が多いと思いますが、まずは一人ひとりが予防を心掛けて、一日も早い収束を目指していきましょう。

生活を支えるための支援

緊急事態宣言が延長され、営業自粛の長期化で収入が減少し、家計を維持するのが困難になってしまったご家庭も多いかと思います。現在、全世帯を対象とした特別定額給付金(10万円)のほかに、**子育て世帯**や**生活が苦しくなった方**を対象とした国や自治体によるさまざまな支援策が出されていますので、その一部をご紹介します。制度を上手に活用して苦境を乗り越えましょう。

● 子育て世帯への臨時特別給付金

[対象者] 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当受給者

※ 対象児童は令和2年3月まで中学生だった児童(新高校1年生)も含まれます。

[支給額] 対象児童1人につき1万円 支給時期 6月の児童手当支給日

[申請手続] 原則、申請不要(公務員は申請が必要)

● 住宅確保給付金(家賃補助)

[対象者] 離職・廃業から2年以内又は休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方

[支給期間] 原則3か月(求職活動を誠実にしている場合は最長9か月)

[支給上限額] 自治体により異なります。

※千葉市の場合…2人世帯:49,000円 3~5人世帯:53,000円

◎ お問合せ、お申込みはお住まいの自立相談支援機関まで [自立相談支援機関相談窓口一覧](#)

◎ 千葉市にお住まいの方は区保健福祉センター社会援護課まで

中央区 043-221-2147 美浜区 043-270-3148 稲毛区 043-284-6135

若葉区 043-233-8148 花見川区 043-275-6416 緑区 043-292-8135

● 社会保険料等(国民健康保険料・介護保険料・国民年金料)の減免等

[対象者] 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方

[内容] 免除・減免または支払い猶予

◎ お問合せ、お手続きはお住まいの市区町村の保険・年金担当課まで

● 電気・ガス・水道料金、NHK・電話料金、公営住宅の家賃等の支払い猶予等

新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な方には支払い猶予等の対応をするよう

国から要請しています。ご契約されている事業者に相談してみてください。